

1 日本国憲法(抄)

公布 1946年(昭和21年)11月3日

施行 1947年(昭和22年) 5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利につ

いては、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。

又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

以下(略)

2 世界人権宣言(抄)

国連総会採択 1948年(昭和23年)12月10日

前文

(略)

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に

対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(略)

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抄)

公布 2000年(平成12年)12月6日

施行 2000年(平成12年)12月6日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重

の精神^{かん}の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

以下(略)

4 新潟県人権教育・啓発推進基本指針(抄)

制 定 2004年(平成16年)4月

第2次改定 2021年(令和3年)6月

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

(1) 策定の経緯

国際連合において、1948(昭和23)年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、1946(昭和21)11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。

本県では、2000(平成12)に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)に基づき、2004(平成16)年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。

(2) 本指針を改定する際の考え方

本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」(新潟県総合計画)となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。

人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊

かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。

また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。

ア 第1次改定（2020（令和2）年3月）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえ、全面的に改定を行った。

イ 第2次改定（2021（令和3）年6月）

新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行った。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を引き続き目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進

める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものであり、同時に、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人一人が人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

4 基本指針策定の背景

(1) 国際的動向（略）

(2) 国の動向（略）

(3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。2004（平成16）年には、人権教育・啓発推進法に基づき、新潟県人権教育・啓発推進基本指針を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指し、各種の人権施策に取り組んできた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査では、基本的人権が「よく守られている」「だいたい守られている」の回答の合計が68.1%で、2013（平成25）年に実施した前回の人権に関する県民アンケート調査より6.8ポイント減少している。

本県のこのような状況を踏まえると、この基本指針の重要性は今後一層増していくと考えられ、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果や課題などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の

豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり基本指針に則し諸施策をより積極的に実施していく必要がある。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要である。

このため、幼児期からの発達の段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努める。

また、企業・団体等にあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めることが求められている。

さらに、県民一人一人が生涯を通じて人権について自分のこととして考えていくことが大切であることから、県民の人権意識の高揚を図るために、新聞やテレビなどマスメディアのほか、多様な媒体を効果的に活用して人権啓発活動を進める必要がある。

1 学校教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目標の実現を目指した教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

しかし、学校現場では、いじめ問題が依然として深刻な状況にあり、児童生徒に、いじめは命をも奪いかねない差別行為・人権侵害行為との認識や人権感覚が十分に浸透していないといった問題も指摘されている。また、情報化の進展によって、児童生徒がインターネットによる人権侵害などのトラブルに巻き込まれる可能性が高まっている。

そのため、各学校が全ての児童生徒、教職員、保護者等の関係を尊重しあえる教育活動や学校運営を進めるとともに、教職員の指導力を高める研修を一層充実させ、様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが大切である。

(2) 基本方針

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをとおして、子ども一人一人を

大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかかわる同和教育を中核にした人権教育を着実に実践する。

また、同和教育をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

ア 授業等の改善

子どもや地域の実態を踏まえた全体計画や年間指導計画を全教職員が参画して作成し、工夫改善を図る。その際、情報モラルやインターネットリテラシーについても確実に指導するよう留意する。

各教科等においては、副読本を有効活用するとともに体験的な活動を取り入れるなどして、人権に関する知的理解と人権感覚を高め、自他の人権を守る実践行動に結びつくような授業を工夫する。

イ 研修の充実

正しい認識を身に付け、人権感覚を磨くために学び直す校内研修や差別の 現実に学ぶ現地研修を計画的に実施する。

ウ 環境づくり

互いを認め合い、支え合う人間関係を基本とした学級・学校づくり、家庭や地域と連携した取組を推進する。

2 社会教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

社会教育においては、女性・子ども・高齢者・障害者・同和教育・外国人等をめぐる様々な人権課題について公民館等の社会教育施設で各種の学級・講座を開設してきた。

しかし、各種学級・講座の開設数は依然として少ない状況にあり、人権教育・啓発の一層の推進が求められている。

このため、生涯の各時期に応じ、人権に関する学習ができるよう講演会やワークショップ等の学習機会の一層の拡充、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発・提供や指導者の育成を図り、家庭や地域において更に人権意識を高める取組を推

進することが大切である。

(2) 基本方針

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

ア 子どもたちが豊かな心や自他の人権を尊重し合う態度を身に付けるよう になるためには家庭や地域の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢を示していくことが重要である。

このために家庭や地域の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。

また、すべての教育の出発点である家庭教育では、日常生活を通じて、家族全体が自他の人権を尊重し合えるよう、人権に関する学習機会の提供や情報発信等を行うとともに、家庭の教育力の向上を支援し、家族全体で人権意識が高まるよう促す。

イ 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指して、フィールドワークなど参加体験型アプローチを採用するなど、より実効的な手法を取り入れる創意工夫を図るとともに、地域全体が自他の人権を尊重し合えるよう、実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。

ウ 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館等の社会教育施設での学級・講座が充実するよう市町村教育委員会との連携を図る。

また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに、生涯学習情報提供システム(ラ・ラ・ネット)を活用してその周知に努める。

3 企業・団体等に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

企業・団体等においては、社会を構成する一員

として、人権を尊重する社会的責任(CSR)を果たすことが求められており、性別、国籍、年齢、障害などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存を目指すダイバーシティ(多様性)の考え方を取り入れた経営にも関心が高まっている。

しかし、採用選考では、身元調査の実施、採用試験における不適切な質問や個人情報に関する不要な書類の提出要請など人権への配慮が不十分な事例が依然として見受けられる。その他、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、高齢者・障害者・外国人の雇用差別等の人権侵害が問題となっている。

このため、誰もが差別なく働くことのできる場の確保を目指し、企業・団体等における人権尊重の意識の高い職場づくりを促進する必要がある。

(2) 基本方針

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

ア 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。

イ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

4 県民に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

依然として日常生活の中で様々な人権侵害があることから、県民一人一人の人権意識を高める必要がある。

(2) 基本方針

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

ア マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

イ 県民一人一人の人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。

5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

(1) 現状と課題

高度情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等によるインターネットの利用は広く普及している。しかし、匿名性を悪用して、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、障害者や同和問題等に関する差別的な書き込み等、他人を誹謗中傷する表現や不当な差別的取扱いを助長・誘発する表現、また様々な有害情報等のブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への掲示など、人権にかかわる深刻な問題が発生している。とりわけ、インターネット、SNS等の普及と拡大は、あらゆる人権課題において、人としての尊厳や社会生活を暴力的に侵害する状況を作り出しており、人権をめぐる新たな危機への対応が必要となっている。

また、2018(平成30)年に実施した人権に関する県民アンケート調査でも、関心のある人権問題として、インターネットによる人権侵害が46.1%と、高い結果となっており、県民の関心の高さを示している。

(2) 基本方針

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

ア 有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るため、これらの有害情報を選別するフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。

イ インターネット上における差別表現など

人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により適切に対応していく。

第3章 分野別人権施策の推進（略）

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（略）

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人一人が人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

(3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を積極的に実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する人権関係施策に協力するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図るとともに、先進的な意見・情報等の聴取に努め、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し等

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化、人権に関する県民の意識を踏まえ、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

また、この基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに施策の更なる推進に反映するよう努める。

5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)<女子差別撤廃条約>

採 択 1979年(昭和54年)12月18日

日本批准 1985年(昭和60年)6月25日

この条約の締結国は、・・・(略)

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものである・・・(略)

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この

条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部 (略)

第3部 (略)

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること

並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

以下(略)

6 児童の権利に関する条約(抄) <子どもの権利条約>

国連総会採択 1989年(平成元年)11月20日

日本批准 1994年(平成 6年)4月22日

前文

この条約の締約国は、…(略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであること、…(略)

児童の権利に関する宣言において示されており「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」…(略)

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつ

ある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(略)

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会と与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

以下(略)

7 高齢社会対策基本法(抄)

公布 1995年(平成7年)11月15日

施行 1995年(平成7年)12月16日

前文

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が

構築されることを基本理念として、行われなければならない。

(1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

(2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

(3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第5条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわた

る職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護す

る体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第13条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第14条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

以下(略)

8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)

公布 2013年(平成25年) 6月26日

施行 2016年(平成28年) 4月 1日

施行 2021年(令和 3年) 6月 4日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又

は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

(4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(同法第21条第3号に掲げる業務を

行うものを除く。)をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

(5) その他障害を理由とする差別の解消の推進に

関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法

人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(略)

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げ

ている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協

議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則(略)

第6章 罰則(略)

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

以下(略)

9 同和対策審議会答申(抄)

1965年(昭和40年)8月11日

内閣総理大臣あて

同和対策審議会会長

前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の研究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体の集落を形成していることにある。最近この集团的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなっているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにははっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって、明治維新後

の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。なかでも、同和地区の産業経済はその最低辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみで

なく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでも残り残されているのである。

しかるに、世間の一部の人は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならな

い。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待したいであろう。

以下(略)

10 部落差別の解消の推進に関する法律

公布 2016年(平成28年)12月16日

施行 2016年(平成28年)12月16日

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない

個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

11 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (抄)

公布 2016年(平成28年) 6月 3日

施行 2016年(平成28年) 6月 3日

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住す

るその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動^{せん}する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に

関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当

な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

12 新潟水俣病地域福祉推進条例(抄)

公布 2008年(平成20年)10月10日

施行 2009年(平成21年)4月1日

新潟水俣病は、昭和電工株式会社鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀を含む排水によって引き起こされた公害であり、第2の水俣病として昭和40年にその被害の発生が確認された。そして、新潟水俣病は、その流域に暮らす人々の生活基盤であった阿賀野川の環境を汚染したばかりでなく、人々の健康を損ない、尊い命をも奪った。さらには、新潟水俣病が発生した地域における人々の絆(きずな)に深刻な影響を及ぼした。

そして今もなお、健康上の不安や経済的な不安を抱える人、いわれない偏見や中傷に苦しむ人、その偏見や中傷をおそれ被害の声をあげることのできない人が存在する。

高度経済成長期において、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で、全国の各地で様々な公害が発生し、それまでそれぞれの地域で平穏に暮らしてきた人々にとって予想もしなかった甚大な被害をもたらした。このような悲惨な事態に遭(あ)った人々を社会全体で支えていくべきであると私たちは考える。そして、新潟水俣病の被害者も高度経済成長期において私たちが豊かさや快適さを享受してきた一方で発生した公害の犠牲となった人々であることにかんがみれば、新潟水俣病の被害者を私たちが社会全体で支えていかなければならない。

ここに私たちは、新潟水俣病の被害者がこれまで抱えてきた痛みに真摯(し)に向き合い、新潟水俣病の被害者を社会全体で支えらるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新潟水俣病患者の定義、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、新潟水俣病に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、新潟水俣病患者が社会的に認知されること及びその福祉の増進を図るとともに、新潟水俣病によって人々の絆(きずな)に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、もって誰もが

安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であつて水俣病の症状を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、新潟水俣病の被害者が、その正当な権利が尊重される地域社会において、安心して豊かな生活を営むことができるよう、新潟水俣病に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する新潟水俣病に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病に起因して生じた問題によって得た教訓(以下「新潟水俣病の教訓」という。)を将来に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する新潟水俣病に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の基本的施策)

第5条 県は、新潟水俣病患者の福祉の増進等を図るため、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当の支給その他の新潟水俣病患者の心身の状況等に応じた保健及び福祉に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新潟水俣病によって人々の絆(きずな)に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を図られるよう、新潟水俣病の被害者と地域住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県民が、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病の教訓を将来に伝えることができるよう、新潟水俣病に関する教育の推進及び啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う新潟水俣病の教訓を伝える活動その他の新潟水俣病に起因して生じた問題の解決のための活動

が促進されるように努めるものとする。

- 5 県は、第3項の教育の推進及び啓発活動の充実並びに前項の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、新潟県立環境と人間のふれあい館を活用した情報の発信その他の新潟水俣病に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

以下(略)

13 阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

告示 2016年(平成28年)11月25日

施行 2016年(平成28年)11月25日

(設置)

第1条 本市における人権教育及び啓発の総合的な推進にあたり、阿賀野市人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、阿賀野市人権教育・啓発推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、必要な事項について検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 小・中学校の教職員
- (3) 各種団体等を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進計画策定の日までとする。ただし、欠員の生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月25日から施行する。